［二　略］

三　次に掲げる者の検査（カからラまでに掲げる者にあっては、損失の危険の管理に係るものに限る。）

［イ　略］

ロ　電子決済等代行業、信用金庫電子決済等代行業、労働金庫電子決済等代行業、信用協同組合電子決済等代行業、農業協同組合法第九十二条の五の二第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業、水産業協同組合法第百二十一条の五の二第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業又は商工組合中央金庫電子決済等代行業を営む者

ハ　船主相互保険組合

ニ　生命保険募集人、損害保険代理店、少額短期保険募集人及び保険仲立人

ホ　信託業（担保付社債に関する信託事業を含む。以下同じ。）若しくは信託契約代理業を営む者又は信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第五十条の二第一項の登録を受けた者

ヘ　貸金業を営む者、貸金業協会、登録講習機関、指定信用情報機関及び指定試験機関

ト　不動産特定共同事業を営む者

チ　確定拠出年金運営管理業を営む者

リ　前払式支払手段発行者

ヌ　資金移動業を営む者

ル　仮想通貨交換業を行う者

ヲ　電子債権記録機関

ワ　株式会社商工組合中央金庫

カ　株式会社日本政策投資銀行

ヨ　沖縄振興開発金融公庫、株式会社日本政策金融公庫及び株式会社国際協力銀行

タ　独立行政法人住宅金融支援機構

レ　独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構

［二　同上］

三　次に掲げる者の検査（ワからナまでに掲げる者にあっては、損失の危険の管理に係るものに限る。）

［イ　同上］

［号の細分を加える。］

ロ　船主相互保険組合

ハ　生命保険募集人、損害保険代理店、少額短期保険募集人及び保険仲立人

ニ　信託業（担保付社債に関する信託事業を含む。以下同じ。）若しくは信託契約代理業を営む者又は信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第五十条の二第一項の登録を受けた者

ホ　貸金業を営む者、貸金業協会、登録講習機関、指定信用情報機関及び指定試験機関

ヘ　不動産特定共同事業を営む者

ト　確定拠出年金運営管理業を営む者

チ　前払式支払手段発行者

リ　資金移動業を営む者

ヌ　仮想通貨交換業を行う者

ル　電子債権記録機関

ヲ　株式会社商工組合中央金庫

ワ　株式会社日本政策投資銀行

カ　沖縄振興開発金融公庫、株式会社日本政策金融公庫及び株式会社国際協力銀行

ヨ　独立行政法人住宅金融支援機構

タ　独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構

レ　独立行政法人国際協力機構

ソ　独立行政法人奄美群島振興開発基金

ツ　独立行政法人農林漁業信用基金

ネ　独立行政法人中小企業基盤整備機構

ナ　独立行政法人福祉医療機構

（金融監督課の所掌事務）

第二十四条　金融監督課は、次に掲げる事務（検査課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一　次に掲げる者の監督に関すること。

［イ～ニ　略］

ホ　電子決済等代行業、労働金庫電子決済等代行業、信用協同組合電子決済等代行業、農業協同組合法第九十二条の五の二第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業又は商工組合中央金庫電子決済等代行業を営む者

ヘ　保険持株会社

ト　船主相互保険組合

チ　生命保険募集人、損害保険代理店、少額短期保険募集人及び保険仲立人

リ　金融商品取引業を行う者（証券検査官等の所掌に属するものを除く。）

ヌ　証券金融会社

ル　投資法人

ヲ　高速取引行為者（金融商品取引法第二条第四十二項に規定する高速取引行為者をいう。証券取引等監視官の所掌に属するものを除く。）

ワ　認可金融商品取引業協会、認定金融商品取引業協会及び認定投資者保護団体（証券検査官等及び理財課の所掌に属するものを除く。）

カ　信託業若しくは信託契約代理業を営む者又は信託業法第五十条の二第一項の登録を受けた者

レ　独立行政法人国際協力機構

ソ　独立行政法人奄美群島振興開発基金

ツ　独立行政法人農林漁業信用基金

ネ　独立行政法人中小企業基盤整備機構

ナ　独立行政法人福祉医療機構

（金融監督課の所掌事務）

第二十四条　金融監督課は、次に掲げる事務（検査課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一　次に掲げる者の監督に関すること。

［イ～ニ　同上］

［号の細分を加える。］

ホ　保険持株会社

ヘ　船主相互保険組合

ト　生命保険募集人、損害保険代理店、少額短期保険募集人及び保険仲立人

チ　金融商品取引業を行う者（証券検査官等の所掌に属するものを除く。）

リ　証券金融会社

ヌ　投資法人

ル　高速取引行為者（金融商品取引法第二条第四十二項に規定する高速取引行為者をいう。証券取引等監視官の所掌に属するものを除く。）

ヲ　認可金融商品取引業協会、認定金融商品取引業協会及び認定投資者保護団体（証券検査官等及び理財課の所掌に属するものを除く。）

ワ　信託業若しくは信託契約代理業を営む者又は信託業法第五十条の二第一項の登録を受けた者